

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定
処分基準 (不利益処分関係)

			資料番号	31	担当課	子育て支援課
法令名	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律	根拠条項	第16条	不利益処分の種類	許可の取消し、事業停止命令	
(根拠規定) ○民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 (平成28年12月16日号外法律第110号)						
(許可の取消し等)						
第十六条 都道府県知事は、民間あっせん機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第六条第一項の許可を取り消すことができる。						
一 第八条各号(第六号を除く。)のいずれかに該当しているとき。						
二 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反したとき。						
三 第十一条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。						
2 都道府県知事は、民間あっせん機関が前項第二号又は第三号に該当するときは、期間を定めて養子縁組あっせん事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。						
(許可の欠格事由)						
第八条 都道府県知事は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第六条第一項の許可をしてはならない。						
一 成年被後見人又は被保佐人						
二 破産者で復権を得ないもの						
三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者						
四 この法律、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者						
五 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第二条に規定する児童虐待又は児童福祉法第三十三条の十に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者						
六 第十六条第一項の規定により養子縁組あっせん事業の許可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者						
七 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの						
八 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの						
(許可の条件)						
第十一条 第六条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。						
2 前項の条件は、第六条第一項の許可の趣旨に照らして、又は当該許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。						